

まんがで
わかる!
年金一元化

制度的な差異は基本的に 厚生年金に揃えられます ～遺族給付編～



遺族共済年金と遺族厚生年金の制度間の差異

遺族共済年金は、組合員が在職中または退職後に死亡したとき、その方に生計を維持されていた遺族に支給される年金です。

被用者年金の一元化が行われる平成27年10月以降は、遺族共済年金は厚生年金にそろえて「遺族厚生年金」となります。

遺族共済年金と遺族厚生年金では、転給制度の有無などの違いがありますが、その差異についても厚生年金にそろえることで解消されます。

遺族共済年金の支給要件

- ・組合員が在職中に死亡したとき
- ・組合員が退職後に組合員であった間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ・障害等級が1級または2級の障害共済年金または昭和60年改正前の法による障害年金の受給権者が死亡したとき
- ・退職共済年金の受給権者またはその受給権を満たした者が死亡したとき

遺族の年齢条件の一部が変わります

遺族年金を受給できるのは、組合員または組合員であった方が死亡した当時、その方によって生計を維持されていた遺族(配偶者、子、父母、孫及び祖父母)です。

共済年金と厚生年金では、受給権が発生する年齢条件が一部異なっており、一元化後は厚生年金と同様になります。

	共済年金	厚生年金(一元化後)
妻	年齢制限なし	
夫・父母・祖父母	年齢制限なし (支給開始は原則60歳から)	→ 55歳以上 (支給開始は原則60歳から)
障害等級1級または2級の 障害状態にある子・孫	年齢制限なし	→ 20歳未満
障害の状態にない子・孫	18歳の誕生日の属する年度末まで	

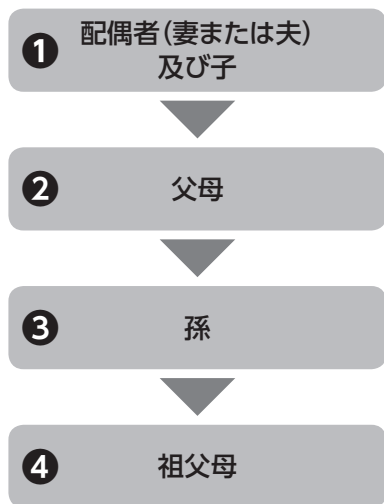
- 例** 組合員である妻が死亡 妻の死亡当時の遺族 夫:54歳 子:24歳(障害なし)の場合
 一元化前 → 夫に遺族共済年金の受給権が発生します。
 一元化後 → 夫・子いずれも年齢条件により受給権は発生しません!

転給制度が廃止されます

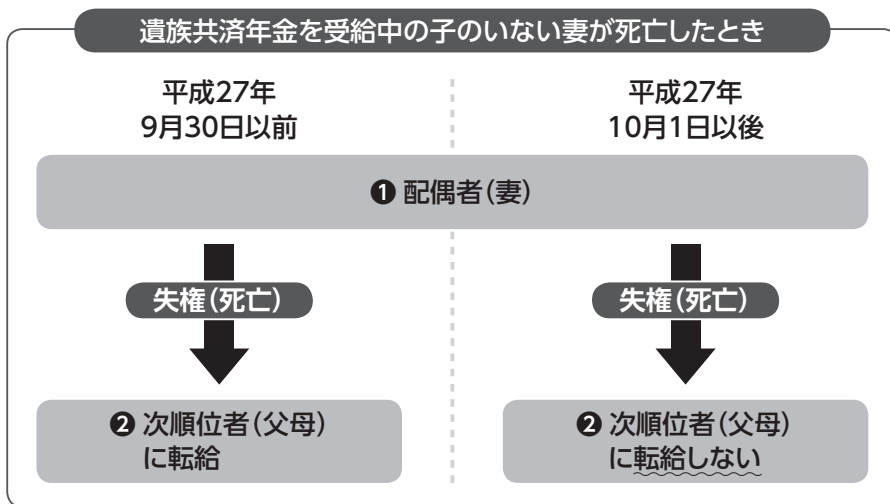
現行の遺族共済年金は、受給できる遺族の順位が決まっており、先順位者がいる場合は次順位者には支給されません。ただし、先順位者が失権したときは、次順位の方に引き続き支給されます。これを転給制度といいます。

この転給制度は、共済年金特有の制度であり、被用者年金一元化後は廃止されるため、平成27年10月1日以降は、次順位者の受給権は消滅します。

■ 遺族共済年金の受給順位



■ 転給制度の廃止による受給権の消滅



ここが知りたい!

Q & A

Q 平成27年9月以前から遺族共済年金を受給している障害のある子は、20歳になると支給されなくなりますか？

A 平成27年10月の一元化より前から受給権が発生している場合は、20歳になっても引き続き支給されます。

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307